

## 屋外広告業の登録申請等について

## 1 登録申請（新規・更新）

- ・新規登録申請：条例第22条の2，規則第16条の2関係
  - ・更新登録申請：条例第22条第3項，第5項，第6項，規則第16条関係
- ※更新申請は「登録有効期間満了日の30日前までに申請」することが必要です。

※令和3年4月1日から屋外広告業登録等申請書の押印が不要となります。

## ●法人が登録申請する場合に必要な書類

チェック欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①屋外広告業登録申請書	指定様式：別記様式第12号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	②登録申請者の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	③法人の登録事項証明書	履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書（以下、登記簿謄本という）	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	④役員の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	⑤業務主任者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	⑥業務主任者の資格を証する書類	業務主任者の資格を証する書面の写し	白黒コピー	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	⑦業務主任者の略歴書	指定様式：別記様式第14号の2	押印不要	押印不要

## ●個人が登録申請する場合に必要な書類

チェック欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①屋外広告業登録申請書	指定様式：別記様式第12号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	②登録申請者の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	③登録申請者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	④登録申請者の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	⑤業務主任者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	⑥業務主任者の資格を証する書類	業務主任者の資格を証する書面の写し	白黒コピー	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	⑦業務主任者の略歴書	指定様式：別記様式第14号の2	押印不要	押印不要

★ 登録申請者が未成年の場合は、その法定代理人について下記の書類も必要になります。

## ●法定代理人が法人の場合

チェック欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	その法人の登録事項証明書	登記簿謄本	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	その法人の役員の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	その法人の役員の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要

## ●法定代理人が個人の場合

チェック欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	その個人の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒コピー
<input type="checkbox"/>	その個人の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	その個人の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要

※ 尚、登録手数料は10,000円です。登録手数料の納付方法等については「7 屋外広告業の登録申請（変更届出）手続きの流れ」（P.5）をご覧ください。

## 2 登録事項の変更届

・変更届 条例第22条の5, 規則第16条の6関係

※ 登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出ることが必要です。

### ●変更届を提出する場合に必要な書類

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①屋外広告業登録事項変更届出書	指定様式：別記様式第14号の6	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	②登録状況確認書	今までの屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書における全ての副本一式		
<input type="checkbox"/>	③屋外広告業登録済証原本	屋外広告業登録済証、又は屋外広告業変更登録済証等		

★下記A～Eの変更区分に応じて書類の添付が必要です。

#### A-1. 法人申請者の商号・名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地の変更

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	④申請者の登記事項証明書	登記簿謄本	原本	白黒1部 -

#### A-2. 個人申請者の名称・氏名・住所の変更

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	⑤申請者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒1部 -

#### B. 本市の区域内において営業を行う営業所の名称・所在地の変更

※変更する営業所は登記されたものに限ります。(登記されていない場合は以下書類は必要ありません)

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	⑥申請者の登記事項証明書	登記簿謄本	原本	白黒1部 -

#### C. 法人の場合で、その役員の名・役職の変更

※変更となる役員が未成年の場合は、その法定代理人について下記の書類も必要

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	⑦申請者の登記事項証明書	登記簿謄本	原本	白黒1部 -
<input type="checkbox"/>	⑧登録申請者の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	⑨変更となる役員の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要

#### D. 申請者が未成年のときの法定代理人の名・住所の変更

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	⑩変更となる法定代理人の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒1部 -
<input type="checkbox"/>	⑪変更となる法定代理人の誓約書	指定様式：別記様式第13号	押印不要	押印不要
<input type="checkbox"/>	⑫変更となる法定代理人の略歴書	指定様式：別記様式第14号	押印不要	押印不要

#### E. 営業所ごとに選任される業務主任者の名・所属する営業所の名称の変更

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	⑬当該業務主任者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	白黒1部 -
<input type="checkbox"/>	⑭当該業務主任者の資格を証する書類	業務主任者の資格を証する書面の写し	白黒1部 -	白黒1部 -
<input type="checkbox"/>	⑮当該業務主任者の略歴書	指定様式：別記様式第14号の2	押印不要	押印不要

※ 変更届の手続きについては「7 屋外広告業の登録申請（変更届出）手続きの流れ」（P.5）をご覧ください。

### 3 廃業等の届出

・廃業等届 条例第22条の7, 規則第16条の7関係

※ 廃業等届は屋外広告業者が以下のいずれかの事由に該当することになった場合、それぞれ届出者が事由が生じた日から30日以内に届け出ることが必要です。

	廃業等の事由	届出者
a	死亡した場合	その相続人
b	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する者であった者
c	法人が破産により解散した場合	その破産管財人
d	法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合	その清算人
e	法人が分割により屋外広告業を承継させた場合	その法人
f	本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人 又は屋外広告業者であった法人を代表する者

※：aの場合はその事実を知った日から30日以内です。

#### ●廃業等届を提出する場合に必要な書類

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①屋外広告業廃業等届出書	指定様式：別記様式第14号の8 ※正本1部のみ提出	押印不要	

### 4 休止の届出等

・休止届 条例第22条の9第3項, 規則第16条の8関係

※ 休止の事由が生じた日から30日以内に届け出ることが必要です。

※ 休止とは屋外広告業者が営業所において業務主任者を選任することができなくなった場合です。（ただし、変更又は廃業の届出をすることができる場合は、この限りではありません。）

※ 休止の届出は従前の登録の有効期間に限り効力を有します。したがって、従前の登録の有効期間の満了の日をもって、当該登録とともに、その効力を失います。

#### ●休止届を提出する場合に必要な書類

付加欄	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①登録状況確認書	今までの屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書における全ての副本一式		
<input type="checkbox"/>	②屋外広告業登録済証原本	屋外広告業登録済証、又は屋外広告業変更登録済証等		
<input type="checkbox"/>	③屋外広告業休止届出書	指定様式：別記様式第14号の9 ※正本1部のみ提出	押印不要	

## 5 休止解除の届出等

・ 休止解除届 条例第22条の9第4項，規則第16条の8第5項関係

※ 休止解除をしようとするときは、届け出ることが必要です。

※ 休止解除とは屋外広告業者が休止届出をされた営業所において、業務主任者を選任することができることになった場合です。

### ● 休止解除届を提出する場合に必要な書類

種類	書類名	備考	正本	副本
<input type="checkbox"/>	①登録状況確認書	今までの屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書における全ての副本一式		
<input type="checkbox"/>	②屋外広告業休止証原本			
<input type="checkbox"/>	③屋外広告業休止解除届出書	指定様式：別記様式第14号の11 ※正本1部のみ提出	押印不要	
<input type="checkbox"/>	④新たに選任する業務主任者の住民票抄本	又はこれに準ずる書類	原本	
<input type="checkbox"/>	⑤新たに選任する業務主任者の資格を証する書類	業務主任者の資格を証する書面の写し	白黒コピー	
<input type="checkbox"/>	⑥新たに選任する業務主任者の略歴書	指定様式：別記様式第14号の2 ※正本1部のみ提出	押印不要	

## 6 申請・届出に係る様式・受付窓口等

①申請書・届出書の様式はこちらからダウンロードができます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/keikannituite/dl.html>

②申請・届出方法は下記窓口に直接お持ちいただく他、郵送でも受付けております。

### 屋外広告業の登録に係る受付窓口及び問い合わせ先

新潟市 都市政策部 都市計画課 屋外広告業担当

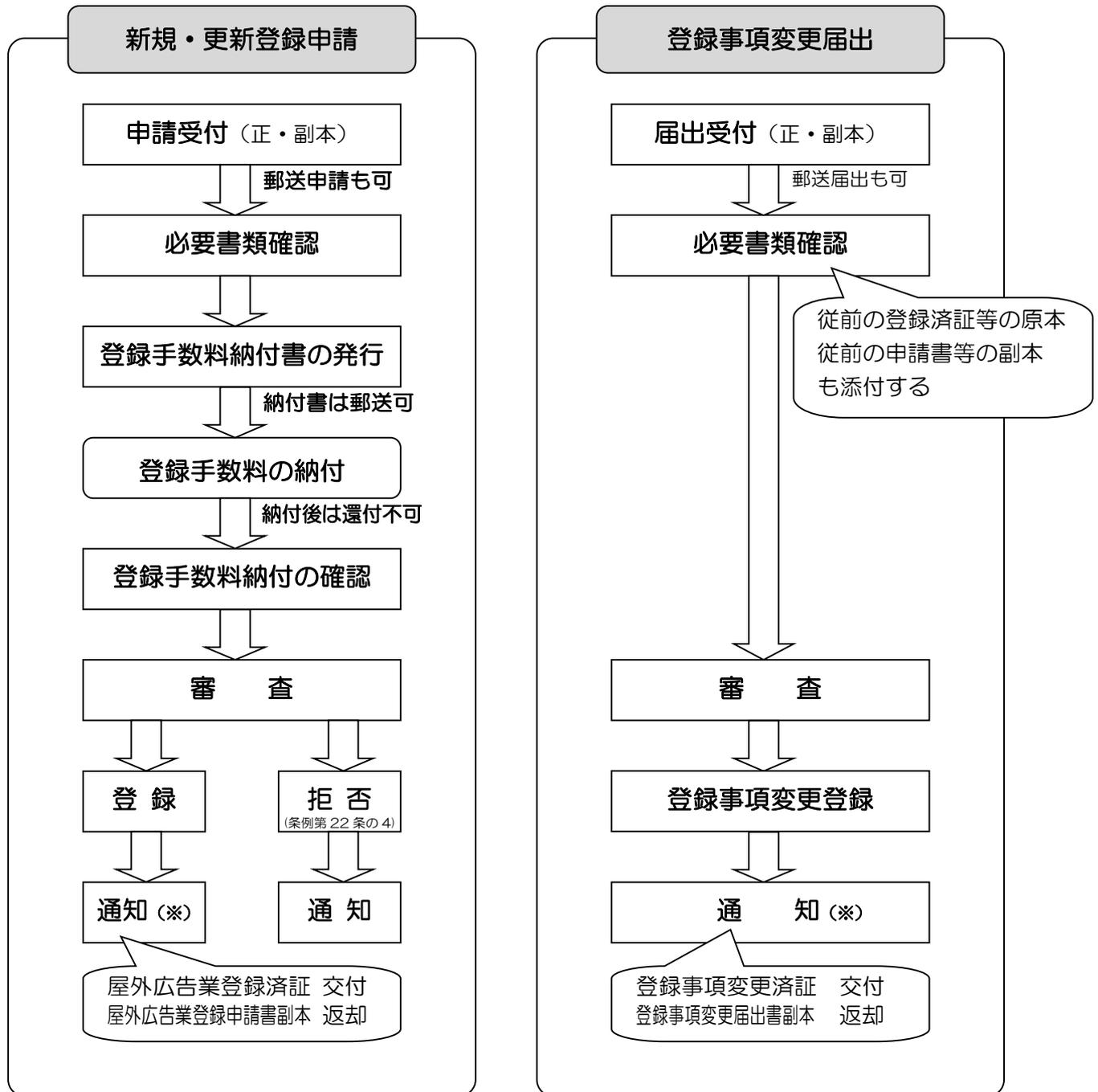
電話 025-228-1000 (内線32825)

025-226-2825 (直通)

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

ホームページ <http://www.city.niigata.jp/>

7 屋外広告業の登録申請（変更届出）手続きの流れ



※ 屋外広告業登録済証等の郵送を希望する方は下表のとおり金額の切手を貼付した封筒をご用意又は申請書に同封して送付ください。

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録済証</li> <li>・登録申請書副本等の書類</li> </ul> のみ郵送を希望する方	390円分の切手を貼付した 角形2号サイズ封筒 ※250g超500gまで
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録済証</li> <li>・登録申請書副本等の書類</li> <li>・屋外広告物関係法令集</li> <li>・屋外広告物条例のあらまし</li> <li>・屋外広告物規制図</li> </ul> の郵送を希望する方	580円分の切手を貼付した 角形2号サイズ封筒 ※500g超1kgまで